

1 生徒心得

前文

生徒は、松尾高校生としての自覚をもち、次に定める生徒心得（学校の指示を含む）を守らなければならない。

1 容儀

- (1) 服装 登下校においては、常に制服を着用しなければならない。また、高校生としての品位を保つよう心がける。制服は別に定める。
- (2) 言語 正しく、丁寧な言葉づかいをする。
- (3) 態度 誰に対しても、真心をこめて、挨拶をする。

2 日常の心得

(1) 登校・下校について

- ① 通学に際しては、十分に時間の余裕をもつ。
- ② 通学途上においては、交通規則および交通道徳を守る。
- ③ バス・電車利用に際しては、他の乗客に迷惑をかけるような言動をしない。
- ④ 登下校中に事故発生の場合は、最も適切と思われる処置をとり、すみやかに学校へ連絡をする。
- ⑤ 下校に際しては、同一方向の者はなるべく誘い合わせて帰るようにし、単独行動はできるだけ避ける。
- ⑥ やむを得ず校門坂上まで車で送迎を必要とする場合は、校長の許可を受けること。
その際、朝は午前8時以前とし、帰りは午後4時以降とする。許可を受けた車には、学校指定の許可証を車の前面に見えるように掲示する。
- ⑦ この生徒手帳は、常に携帯すること。

(2) 校内生活

- ① 登校後に外出する場合は、担任またはこれに代わる職員の許可を得る。
- ② 来校者に対しては丁寧に応対する。
- ③ 所持品の管理に十分注意する。また、貴重品等は必ず身につけるか、HR担任に預ける。
- ④ 携帯電話、スマートフォン等は学校敷地内においては電源を切りカバンに入れる。
その他、使用する場合は関係職員の許可および指示に従う。
- ⑤ 部活動顧問やHR担任・関係職員等の指示や了解を得られない場合は、最終下校時間を午後5時とする。

(3) 校外生活

- ① 本校生徒としての誇りをもって行動をする。
- ② 高校生としての規律ある生活を送るように努める。
- ③ 家庭では家事手伝いを進んでやり、学習と両立するように最善の努力をする。
- ④ 自分自身または他の生徒に事故があった場合は、すみやかに学校に届け出る。
- ⑤ 伝染病が家庭内に発生した場合は、学校に連絡し、指示をうける。
- ⑥ 交際は常に良い友をもち、また良い友になるよう心がける。
- ⑦ 外出の際は、行先・用件・帰宅の時間等を明らかにし、帰宅が遅れるような時は家庭に連絡する。
- ⑧ 保護者同伴の時以外は、夜間外出をしてはならない。

- ⑨ 無断外泊をしてはならない。
- ⑩ 好ましくない場所には立ち入らない。
- ⑪ 生命尊重の観点から、オートバイや車を運転したり、他人の車への同乗、（家族等のものを除く）車を購入することを禁じる。

3 服装・頭髪等について

- (1) 登校・授業・下校等の際は、本校指定の制服を着用する。やむを得ず異装をする場合は、HR 担任に「届」を提出し、校長の許可を受ける。制服等の規程については別に定める。
- (2) 頭髪については、カラーリング等の加工をしてはならない。髪色や髪型で心配事がある場合は担任に申し出る。
- (3) 装飾品の着用やカラーコンタクト、化粧、眉毛・まつげ等の加工をしてはならない。

4 届出等について

- (1) 欠席・遅刻・早退・忌引き等は、HR 担任に届け出る。
- (2) 遅刻をした場合は、登校後直ちに職員室において入室許可書を記入し、職員の許可を受けてから教室に入る。
- (3) 急遽、早退をする場合は、生徒手帳に理由等を記入し、HR 担任（又はそれに代わる者）に許可を得てから早退をする。
- (4) 拾得物・遺失物・盗難・紛失等があった場合は、速やかにHR 担任または、これに代わる職員に届け出る。
- (5) 旅行・キャンプ・登山などを行う場合は、あらかじめ保護者の承諾を得て、校長へ届け出て承認を受ける。
- (6) グループまたは個人で対外活動を行う場合は、あらかじめ保護者の承諾を得て、校長の承認を受ける。

5 アルバイト

アルバイトは原則認めない。ただし、経済的困窮が著しく、保護者からの申し出があった場合は協議するものとする。また、特別に許可を受ける者は、別途、アルバイト規程に基づいて手続きを行うこと。

6 運転免許の取得について

- (1) 原動機付自転車・自動二輪車・自動車の運転免許取得は、原則として認めない。
- (2) 自動車教習所入所については、3年生の進路内定者とし、入所は2学期中間考査以降に許可する。ただし、学業成績不振の者や生徒指導上問題がある者については、入所許可を見送る。
- (3) 免許取得については、卒業後とし、卒業するまでは車等の運転はしてはならない。
- (4) 自動車教習所入所許可の詳細や手続き、諸注意については別に定める。

7 特に禁ずる事項

- (1) 飲酒・喫煙・薬物等の使用及び所持、または同席。
- (2) いじめ・暴力・威圧・窃盗（万引き）・脅迫・強要・公共物損壊、汚損・授業妨害や放棄・SNS等への他人の誹謗中傷や不適切な書き込み・不良集団等への加入、参加等の行為。
- (3) 運転免許の取得及び使用（原付・自動二輪・自動車）または、他人の車・バイクへの同乗。

- (4) 交通機関等の不正乗車・身分証明書等の不正使用。
- (5) テスト等での不正行為。
- (6) 未成年者禁止場所への出入り・不健全娯楽・賭博・不適切な交遊等。
- (7) 夜間の外出 ※夜午後11時から翌朝午前4時までは外出禁止。
- (8) 法令や本校生徒の本分に反する行為及び指導拒否など。

2 服裝規程

平常時制服

項目		規 程
制 服	男 子	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の制服を着用する 上着は、紺の3つボタンシングルブレザーで襟に校章。 スラックスは、チェック柄、裾はシングルとし、ベルトを着用。 ベルトの色は黒または茶。 ・ネクタイを着用 ・ベスト及びセーターは、指定のものとし着用は自由とする。
	女 子	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の制服を着用する 上着は、紺の3つボタンシングルブレザーで襟に校章。 スカートは、ウインドペンチェック柄で18本車ひだ。 スラックスは、チェック柄、裾はシングルとし、ベルトを着用。 ベルトの色は黒または茶。 ・ネクタイを着用 ・ベスト及びセーターは、指定のものとし着用は自由とする。
ワイシャツ	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のワイシャツを着用する。 ※2・3年生にあっては、市販のワイシャツでも可。ただし、白の無地で角襟とする。 (ボタンダウン可)
靴 下	男 子	<ul style="list-style-type: none"> ・黒・紺・茶・グレー・白(無地)。 ただし、くるぶしソックスは不可。
	女 子	<ul style="list-style-type: none"> ・紺色ハイソックス(無地)。 ・タイツは黒色とし、ニーハイソックス等は禁止する。
靴	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・黒または茶のローファー型、またはスポーツシューズとし、華美でないもの。
バ ッ ク	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・バックは、荷物が十分入る大きさで、華美な色や柄でないもの。 袋や巾着類、他校の指定カバン等は禁止。
防 寒 着	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・黒、紺、茶、グレー、キャメルの無地とする。 ジャンパー・カーディガン・ヨットパーカー等は禁止。 ・マフラーは、華美な色・柄は避ける。
そ の 他	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾品の着用や化粧、眉毛・まつげ等の加工をしてはならない。 ・髪留めは、飾りのないゴム紐やピンタイプの目立たない色とする。 (カチューシャ・シュシュは不可)

夏季制服（期間 6月1日～9月30日） ※移行期間は、左記期間の前後1週間程度

項目		規 程
制 服	男 子	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の制服を着用する 上着を着用しなくてもよい。 夏用のスラックス可。ただし、ベルトを着用。色は黒または茶。 ・ネクタイを着用しなくてもよい。
	女 子	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の制服を着用する 上着を着用しなくてもよい。 夏用スカートまたはスラックス可。 ・ネクタイを着用しなくてもよい。
ワイシャツ	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のワイシャツを着用する。(半袖可) ※2・3年生にあっては、市販のワイシャツでも可。ただし、白の無地で角襟とする。 (ボタンダウン可)
靴 下	男 子	<ul style="list-style-type: none"> ・黒・紺・茶・グレー・白(無地)。 ただし、くるぶしソックスは不可。
	女 子	<ul style="list-style-type: none"> ・紺色ハイソックス(無地)または、紺色・黒色の短ソックスでも可。 ただし、くるぶしソックスは不可。
靴	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・黒または茶のローファー型、またはスポーツシューズとし、華美でないもの。
バ ッ ク	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・バックは、荷物が十分入る大きさで、華美な色や柄でないもの。 袋や巾着類、他校の指定カバン等は禁止。
セーター ベ スト	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・指定のセーター・ベスト着用可。
そ の 他	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾品の着用や化粧、眉毛・まつげ等の加工をしてはならない。 ・髪留めは、飾りのないゴム紐やピンタイプの目立たない色とする。 (カチューシャ・シュシュは不可)

3 アルバイト規程

アルバイトは原則認めない。ただし、経済的困窮が著しく、保護者からの申し出があった場合は協議するものとする。また、協議の結果、特別にアルバイト許可を受ける者は、アルバイト規程に基づいて手続きを行う。

許可条件

- (1) 経済的困窮が著しく、保護者より申し出があった場合。
- (2) 事務所名、所在地、代表者、職業分類、業務内容、勤務時間、賃金等が適当と認められること。
- (3) 事業所までの所要時間が自宅から1時間以内であること。
- (4) 宿泊をともなわないこと。
- (5) 風俗営業または、これに類似するものでないこと。
- (6) 就業は原則、土・日・祝日とするが、事情によっては平日のうち1日まで追認する。
- (7) 就業時間は、午前9時から午後8時内とする。(最大8時間まで) ただし、平日の就業時間については、放課後から午後8時までとする。
- (8) 事業所において、危険な仕事にはあたらないこと。
- (9) 学習成績で、不振教科がないこと(赤点科目がないこと)。また、欠席・遅刻多数等を含め、生徒指導上問題がないこと。
- (10) 許可を受けた以降に、変更や問題が生じた場合は、ただちに報告すること。

※長期休業中のアルバイト・家庭学習期間中のアルバイト申請については、上記の規程に準じて行う。手続き等については、当該期間前に詳細の説明を行う。

4 自動車教習所入所規程（運転免許取得について）

許可条件

- (1) 申請できる生徒は、進路先(進学・就職)が内定している者とする。
- (2) 申請は、原則として3年生2学期中間考查終了後する。
ただし、2学期中間考查において、不振教科がないこと(赤点科目がないこと)。
また、欠席・遅刻多数等を含め、生徒指導上問題がないこと。
なお、2学期期末考查以降、成績不振が改善された場合は申請できる。
※(1)(2)を満たした場合、許可願・誓約書を提出し許可を得て入所。
- (3) 就職希望者で、自動車免許の取得が就職の条件であり、進路指導主事並びに生徒指導主事が特に例外として認めた場合は、別途審議する。その場合は、担任に申し出る。
- (4) 2月からの家庭学習期間以降は、進路先内定に拘わらず許可願・誓約書を提出し、許可を得て入所できる。
- (5) 合宿教習は認めない。

※自動車入所手続きや教習に関する諸注意については、当該期間前に詳細の説明を行う。